

### 第 3 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和4年3月25日 午後3時00分から4時40分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 渉	出席	11	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	出席	12	辻 和 義	出席
3	松 川 博	出席	13	平 尾 秀 元	出席
4	安 田 敏	出席	14	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	15	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	16	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	17	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	18	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	19	田 守 文 夫	出席
10	大 西 忠 義	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明
農 地 振 興 係 主 事	矢 口 梨 央

- 4 議事録署名委員
 

5番 茂古沼 美則 委員
6番 林 雅浩 委員

- 5 付議した議案等

- |       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 報告第1号 | 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について    |
| 報告第2号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について               |
| 報告第3号 | 農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について         |
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について           |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について         |
| 議案第3号 | 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について           |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第5号 | 特定農地貸付けに係る承認申請について                    |
| 議案第6号 | 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて         |

協議案第1号 令和3年度活動点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等について

6 議事

(開会 午後3時00分)

議長 ただ今から、令和4年第3回音更町農業委員会総会を開催いたします。  
ただ今の出席委員は19名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員は、5番 茂古沼美則委員、6番 林委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第1号第1項から第5項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第2号第1項から第4項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第2号を終了いたします。

次に、報告第3号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第3号朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第3号を終了いたします。

次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。

議案第1号につきましては、先に第1項及び第2項の審議を行い、その後に第3項

から第10項までの案件を一括審議したいと思います。

それでは、まず、議案第1号第1項及び第2項の件を議題といたします。第1項及び第2項については、土田委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事参与の制限となります。第1項及び第2項を審議する前に、土田委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
議案第1号第1項及び第2項を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項及び第2項朗読、説明)  
本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。  
なお、第1項及び第2項につきましては、後ほど、議案第3号において農地法第3条による賃借権等設定の許可申請がございます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第1号第1項及び第2項について、要件を満たしているということよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項及び第2項については、要件を満たしていると確認いたしました。土田委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
続きまして、第3項から第10項までの件を一括議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第3項から第10項朗読、説明)  
本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。  
なお、第3項から第8項につきましては、後ほど、議案第3号において農地法第3条による賃借権等設定の許可申請が、第9項及び第10項につきましては、議案第6号においてあっせんの申出がそれぞれございます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議 長 議案第1号第3項から第10項について、要件を満たしているということによろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第3項から第10項については、要件を満たしていると確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題といたします。

第1項については、茂古沼美則委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限となります。第1項を審議する前に、茂古沼美則委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第2号第1項を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議 長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
茂古沼憲宏委員から、調査報告をお願いいたします。

14番 先日、譲渡人にお話を伺ってまいりました。この農地は矢部川の向こう側に譲受人の農地と地続きにある1反ほどの土地で、譲渡人は耕作をしに行っていないという状態で、長年、譲渡人のお父様の時代からずっと使っていて、譲受人は正式に賃貸借契約か売買をしたいと申し入れていたそうですが、譲渡人は必要ないとのことで現在に至っていたそうでございます。今回、譲渡人が令和4年を最後に営農をやめるということでひと区切りつけたいということで、売買契約となりました。売買金額につきましては、少々安い金額となっておりますが、地域に影響はないと思われま  
す。

議 長 茂古沼憲宏委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ござい  
ませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで  
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

茂古沼美則委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、議案第2号第2項の件を議題とします。第2項については、土田委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限となります。第2項を審議する前に、土田委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議 長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。

白川委員から、調査報告をお願いいたします。

18番 今月の20日に面積並びに地図のほうを確認してまいりました。こちらの案件は祖父から経営主である孫への家族間の贈与ということで何ら問題はないと思われま  
す。以上です。

議 長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ  
んか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで  
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定  
いたします。

土田委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
続きまして、議案第2号第3項及び第4項については関連がありますので、一括して議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第3項及び第4項朗読、説明)  
なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、双方とも該当しないと判断できると思われます。以上です。

議 長 議案第2号第3項及び第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
白川委員から、調査報告をお願いいたします。

18番 この案件も今月の20日に譲受人にお会いして面積並びに地図のほうを確認してまいりました。第3項の譲渡人はお父様で第4項の譲渡人はお母様でございます。親子間の贈与ということで何ら問題はないと思われます。以上です。

議 長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第3項及び第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第3項及び第4項について、申請のとおり許可することに決定いたします。  
続きまして、議案第2号第5項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます

事務局長 (議案第2号第5項朗読、説明)  
なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われます。以上です。

議 長 議案第2号第5項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
貞廣委員から、調査報告をお願いいたします。

1 番 今月の23日に譲受人である息子さんにお話を伺ってまいりました。こちらの土地は、譲渡人であるお父様の代から造園業を営んでおりますが、その傍ら農地では小麦の栽培をされておまして、その他は芝生の育成をしております。経営主が今は息子さんになりまして、お父様は体調のこともあり、贈与をしたいということでございます。親子間であることから何ら問題はないと思われます。以上です。

議 長 貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございません

か。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第5項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第5項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第6項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます

事務局長 (議案第2号第6項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議長 議案第2号第6項の案件につきましては、現地調査が行われています。

田守康浩委員から、調査報告をお願いいたします。

7番 先日、23日にお話を伺ってまいりました。これまで譲受人である息子さんが経営する法人に譲渡人であるお父様が貸しておりましたが、その農地を息子さんが引継いでということでございます。親子間の贈与でありますので何ら問題はないと思われま  
す。以上です。

議長 田守康浩委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ござい  
ませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第6項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい  
ですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第6項について、申請のとおり許可することに決定  
いたします。

続きまして、議案第2号第7項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます

事務局長 (議案第2号第7項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページの「農地法第3条調査  
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議 長 議案第2号第7項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
松川委員から、調査報告をお願いいたします。

3 番 23日に譲受人にお話を伺ってまいりました。これまで今回の譲渡人との間で16町ほど借りておりますが、その内の4町2反ほどを、今回、3条で買うということでございます。売買金額につきましては、地域の平均的な価格でありますし、地域調和要件等も問題はないと判断しております。以上です。

議 長 松川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第7項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第7項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項及び第2項については関連がありますので、一括して議題といたします。第1項及び第2項については、土田委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限となります。第1項及び第2項を審議する前に、土田委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
議案第3号第1項及び第2項を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項及び第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の5ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、双方とも該当しないと判断できると思われまます。以上です。

議 長 議案第3号第1項及び第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
白川委員から、調査報告をお願いいたします。

18番 今月の20日に第2項の貸主のところへ行って面積並びに地番のほうを確認してまいりました。第1項と第2項の借主である息子さんに経営移譲をするということで、まず、第1項のほうですが、先ほど議案第1号で第1項の貸主と、今まで借りていた第2項の貸主の賃貸借契約を解約して、今回、息子さんとの間で契約を結び、借換えをするという案件でございます。反当りの金額が地域の平均的な妥当な金額であると思われまます。



続きまして第2項は、経営移譲をするため親子間で使用貸借するという案件でございます。第1項、第2項ともに問題はないと思われます。以上です。

議長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第1項及び第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項及び第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。  
土田委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
続きまして、議案第3号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の6ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われます。以上です。

議長 議案第3号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
石王委員から、調査報告をお願いいたします。

8番 貸主が経営する法人との賃貸借の契約でございます。賃貸料につきまして、地域の平均的な価格でありますので、何ら問題はないと思われます。以上です。

議長 石王委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第3項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第4項から第7項については関連がありますので、一括して議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第4項から第7項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の6ページから8ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、それぞれ該当しないと判断できると思われます。以上です。

議 長 議案第3号第4項から第7項の案件につきましては、現地調査が行われています。石王委員から、調査報告をお願いいたします。

8 番 まず第4項につきましては、貸主が今年度より経営規模縮小をするということで出された案件でございます。貸主と借主は親戚関係ということでございます。

続きまして、第5項、第6項、第7項ですけれども、今まで第4項の貸主が借りていた畑を各項の借主が借りるということになっております。賃貸料につきましては、地域の低めの金額から高めの金額とそれぞれ妥当な金額であると思われます。地域調和要件等につきましても問題はないと思われます。以上です。

議 長 石王委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第3号第4項から第7項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第4項から第7項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 議案第4号第1項から第5項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

つきましては、第6項からご説明いたしますので、議案書21ページをご覧ください。

（議案第4号第6項朗読、説明）

議案第4号第1項から第6項までにつきましては、別添「調査書」9ページから10ページまでのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第1項から第6項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項から第6項について、決定いたします。  
次に、議案第5号「特定農地貸付けに係る承認申請について」の件を議題といたします。  
事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項朗読、説明)

別冊にて配付させていただいております、「議案第5号関係 特定農地貸付け承認申請資料」に基づき説明させていただきます。

本件の申請につきましては、平成27年度から始めて8年目になります。市民農園の申請者につきましては、一昨年までの申請者から、相続により申請者が変更となっております。実施場所につきましては、変更ありません。

まず、1ページ目は位置図です。丸印のところで、緑南中学校の道道をはさんだ南側になります。2ページは土地の地番図、3ページは区画割りで昨年と同じく30区画になります。

4ページからの特定農地貸付け協定書については、申請者と音更町との協定書の写しになります。8ページからは、特定農地貸付け規程の関係であります。貸付期間は、令和4年4月1日から11月30日となります。

また、昨年の実施状況につきましては、30区画のうち、25区画を貸付けした実績があるとのこと。また、昨年貸付けた区画につきましては、今年も仮予約があるとのこと。

11ページは、市民農園の募集内容になります。

貸付内容は昨年と同じ内容で、今回の総会に諮り、今年26日から募集を始めたいという内容になります。

12ページは、参考資料でありまして、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の概要をまとめております。2番の概要をご覧ください。

(1) は、特定農地貸付けの定義です。①から③まであります。

(2) は、特定農地貸付けの実施主体について記載しています。

(3) 特定農地貸付けの承認が農業委員会への手続き関係です。

次の13ページでは、開設主体別に手続の内容が図式化されております。図の2番目の仕組みに該当しております。農地の所有者が、①町と貸付協定を結んだのち、②貸付規程を作成し、③と④農業委員会への申請をして承認されますと、その後、⑤使用収益権の設定となり、利用者を募集して農地使用に関する契約をしていくという流れになります。以上、説明とさせていただきます

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第5号第1項について、申請のとおり承認することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、申請のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項から第7項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。

本日、午後2時より、農地調整部会が開催されており、議案第6号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

10番 第1項、元昭和地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、元昭和地区のBさん(54歳)、元昭和地区のCさん(47歳)の2名を選定いたしました。

第2項、帯広市のDさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、鈴蘭地区のEさん(44歳)を選定いたしました。

第3項、大和地区のFさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、大和地区のGさん(54歳)、大和地区のHさん(43歳)の2名を選定いたしました。

第4項、大和地区のFさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、大和地区の法人Iを選定いたしました。

第5項、共栄南地区のJさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、高倉地区のKさん(55歳)を選定いたしました。

第6項、長流枝地区のLさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、北進地区のMさん(45歳)、北進地区のNさん(44歳)を選定いたしました。

第7項、上然別地区のOさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、上然別地区のPさん(37歳)以上です。

議長 ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第6号第1項から第7項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項から第7項について、報告のとおり決定いたします。

続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 (あっせん委員の発表)

議長 　ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願いたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

　次に、協議案第1号「令和3年度活動点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長　（協議案第1号朗読、説明）

本件につきましては、今年2月の国の通知によりまして、今までの様式での活動の点検・評価につきましては令和3年度分で終了し、令和4年度からは、毎年度、最適化活動の目標を設定し、その実施状況及び達成状況について点検・評価し、農業委員会法第37条の規定により町ホームページ等で公表し、北海道に報告するという流れになりました。したがって、令和4年度分は、新様式にて最適化活動の目標の設定等を行っております。

初めに、別紙様式2の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）をご覧ください。

（令和3年度活動点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等について説明）  
以上、説明とさせていただきます。

議長　この件につきましては、本日の午後1時30分から役員会で協議しています。それでは、説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員　（全員なし）

議長　協議案第1号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員　（全員異議なし）

議長　ご異議なしと認め、協議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

　以上で議案は全て終了しました。

　以上をもちまして、令和4年第3回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

（閉会　午後4時40分）

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和4年3月25日

議長　石川清光